

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和3年1月20日

東京都作業部会確認年月日 令和3年1月22日

事業名 運営費

案件名 普通乗用車の運転等請負業務委託に関する調達について

確認の視点	東京都の見解	備考	
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ● 本件は、大会関係者に輸送サービスを提供するためにドライバーを調達する事業であり、大会運営上必要である。 ● 経費負担の基本的な考え方は、平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであり、メディア分を除くパラ経費の組織委員会2：国1：都1である。 		
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ● 大会運営の一環として行う事業であることから、運営主体である組織委員会が一括して執行することが効率的、効果的である。 ● 組織委員会が一括して実施することで、関係各部門との横断的な調整が可能であり効率的である。 ● これまでも大会時の輸送サービスやフリート運営に関しては大会運営の一環として、組織委員会が計画・調整を行ってきたことから引き続き実施することが効率的、効果的である。 		
経費の内容等が必要内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> ● 本事業は、大会本番時におけるフリート車両の運転を行うプロドライバーを調達するものであり、大会関係者へ円滑な輸送サービスを提供するために必要な事業である。 	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ● 国土交通省が認可している東京地区の認可運賃を基準として、車両や燃料等に関わる経費を除外した単価を設定している。 ● 必要数量は、競技日程や各ステークホルダーの車両利用予定等を勘案して、必要最低限の数量を積算している。 	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> ● 組織委員会から提示された仕様書、内訳書、積算資料を確認し、納得性があると判断した。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ● 大会運営の一環として行う事業であることから、パラ経費については公費負担の対象として適切である。 ● 現時点では、大会経費の都の枠内であることを確認できないため組織委員会負担とする。引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組むこと。都は大会経費の都の分担額の枠内であることを令和2年度末に、改めて確認した上で負担することとする。 		

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。